

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES
TAINS
解体新書

司法制度改革と情報公開から10年 税務争訟の新たな潮流

朝倉 洋子〔目黒〕

はじめに

情報公開法が平成13年に施行されてから、10年余が過ぎ、この法律に基づき開示され、TAINSに収録された情報は、4145件に達しています(平成23-6-17現在)。

情報公開法が施行されるまでは、国税不服審判所の裁決は、ほんの僅かな公表裁決以外は、全く手に入れる方法はありませんでした。

税務訴訟についても、国税庁税務訴訟資料が4年遅れで発行されるまで、ただ、ひたすら待つしかなかったのです。

しかし、まるで魔法の杖のような情報公開法の施行により、税務争訟の状況はすっかり様変わりしました。

国税庁や国税局の内部通達、内部研修資料、全国国税局長会議資料、重要判決情報などが、開示請求をすれば、だれでも、手に入れることができるようになったのです。

一方、情報の集積により税理士は、その業務における数々の難問を自己解決することができるようになり、この問題に理解を示す税理士、弁護士の方々からの判決・裁決の提供も相次ぎ、税理士にとって有益な最新判決や裁決などが、税理士のデータベースTAINSに集積されるようになりました。

このような情報の蓄積は、納税者の権利救済に役立ち、税理士の業務に劇的な変化をもたらしつつあります。

では、最近の判決や裁決の中から、どのような情報が活用さ

れているか、検証したいと思います。

一 全部取消しの非公開裁決

TAINSでは、課税処分が全部を取り消された非公開裁決を簡単に探すことができます。

【税区分】 全税目
【検索範囲】 裁決
【キーワード】

1行目 非公開裁決 ↓ 916件
2行目 全部取消し ↓ 222件

この222件の中から、所得税の青色申告承認取消処分の程度につき、違法性と不当性の違いについて初めての判断を示し、全部取消しとなった最新裁決を紹介いたします。

(1) 青色取消処分を不当と判断した裁決

平22-12-1 非公開裁決
青色申告承認取消処分の取消し/簡易帳簿の軽微な不備 F01-362 (全部取消し)

納税者甲は、不動産所得については伝票式会計によっており、一切の取引を伝票に記載し、綴って保管するとともに、収入集計表等、所得税法が要求する不動産所得の金額を正確に計算するのに必要な帳簿を備えていたことなど、甲の不動産所得に係る帳簿書類の備付けは、財務省令で定めるところに従っていたから、青色申告承認取消事由に当たらないと主張しました。

(2) 審判所の判断

甲の帳簿書類の備付け、記録及び保存は、財務省令に従って行われていないものというべきであり、青色申告承認取消事由に該当する事実があると認められるから、本件取消処分は違法とはいえない。

しかし甲は、不動産所得及び農業所得に係る取引のほとんどを伝票に記載して、取引そのものの記録は行っており、中略
甲の帳簿書類の備付け及び記録の不備の程度は、甚だ軽微なものとして認められる。

本件は、真に青色申告を維持するにふさわしくない場合とまでは認められないから、本件青色申告承認取消処分は、不当な処分と評価せざるを得ず、これに反する原処分庁の主張には理由がない。

(3) コメント

国税不服審判所が、帳簿の不備の程度は軽微であって、青色取消処分は違法とはいえないが、不当であるとして、全部取消しを言い渡したことは、画期的なことであって、納税者の権利救済機関としての審判所の新しい方向性をみることでできます。

二 最高裁の破棄判決

最高裁判所は、平成19年から23年6月までの僅か4年半のうち、次のように、12件もの破棄自判を言い渡しています。

【検索期間】 平成19年1月1日から平成23年6月30日までと設定します。
【税区分】 所・法・相・地・その他国税
【検索範囲】 判決
【キーワード】

1行目 サイコウサイ (後方一致(法令コード))
..... ↓ 1448件

2行目 破棄自判 ↓ 12件

(1) 破棄自判最高裁判決

【所得税】
① H22-07-06 Z888-1
② H22-07-06 Z888-1
③ H22-07-06 Z888-1
④ H22-07-06 Z888-1
⑤ H22-07-06 Z888-1
⑥ H22-07-06 Z888-1
⑦ H22-07-06 Z888-1
⑧ H22-07-06 Z888-1
⑨ H22-07-06 Z888-1
⑩ H22-07-06 Z888-1
⑪ H22-07-06 Z888-1
⑫ H22-07-06 Z888-1

【所得税】
① H22-07-06 Z888-1
② H22-07-06 Z888-1
③ H22-07-06 Z888-1
④ H22-07-06 Z888-1
⑤ H22-07-06 Z888-1
⑥ H22-07-06 Z888-1
⑦ H22-07-06 Z888-1
⑧ H22-07-06 Z888-1
⑨ H22-07-06 Z888-1
⑩ H22-07-06 Z888-1
⑪ H22-07-06 Z888-1
⑫ H22-07-06 Z888-1

(2) コメント

最高裁が、破棄自判を言い渡すということは、過去においては滅多にないことでした。高裁の判断に問題があるという指摘もあり得ますが、司法制度改革が10年という節目を迎えて、裁判員制度や取調べの可視化などの導入によって、より利用しやすく、頼りがいのあるものとなり、国民の信頼を高めていること証左に近づいていることの証左であると考えられることもできます。

税務訴訟の分野では、補佐人制度の導入により、補佐人が関与した場合の納税者の勝訴率が高まっていることが、TAINSの収録情報の分析から、知られています。

司法制度改革と情報公開制度の施行から10年、この新しい潮流が税務争訟のあり方にも影響を与えていると考えられます。

★8月8日(TAINSユーザー会)イベントとして「ありがと、TAINS」を税務会計フォーラムWeb上で開催します。
http://www.zainishi.gr.jp/からログインしてください。多数ご参加くださいませう、お待ちしております。
★税理士情報ネットワーク全国ユーザー会は、3月31日解散し、一般社団法人日税連税法データベース運営が引き継がれました。
入会金なし、月額2000円だけで、従量料金も不要です。毎週のメールニュースをはじめ、充実した情報を提供しているTAINSを、ぜひ、税理士業務にお役立てください。

確かな人材を求めて

優秀な人材確保と税理士事務所の福利厚生のご活用下さい。税理士法人の職員も加入できます。

ご加入の
おすすめ

税理士事務所職員の退職金共済制度

制度の特徴

- 1 掛金は全額「必要経費」又は「損金」に計上できます。
- 2 基本掛金は最高30口(1口1,000円)まで自由に決められます。
- 3 加入前に勤務した期間を通算することができます。
- 4 退職金の準備ができ、他との重複加入(中退共)が可能です。
- 5 相互通算制度も利用できます。

●ご加入希望の方には資料をお送りいたします。 ●お申し込み、お問い合わせは下記へ

財団法人 **東京税理士事務所職員退職金共済会**

TEL.03 (3356) 0077 FAX.03 (3356) 3357

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館別館3階

